平成２６年（再イ）第１２９号

札幌市南区石山４条６丁目３番５号

再生債務者　今井　美加

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月５日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１６９号

札幌市北区篠路６条４丁目４番10号　篠路中央ハウスＡ―101号

再生債務者　久末祐紀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月５日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第６号

福島市渡利字中角41番地

再生債務者　髙野　　寛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月５日　　福島地方裁判所

平成２６年（再イ）第２９６号

東京都葛飾区白鳥２―12―２

再生債務者　市橋　康洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第５号

岐阜県高山市一之宮町5525　臥龍の郷別館507号室

再生債務者　宇野　寿弥

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月５日

岐阜地方裁判所高山支部再生係

平成２６年（再イ）第２７号

大阪府泉南市樽井８丁目18番２号

再生債務者　日高　美穂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月５日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第１０号

山口県宇部市松山町１丁目１番11号　ウベマンション303号

再生債務者　志馬公二郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月５日　山口地方裁判所宇部支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成26年12月17日　　秋田県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　高橋　政晶、本籍地　秋田県

免許状の種類、番号

高等学校教諭一種免許状（国語）

昭63高１第6064号

授与年月日　昭和63年３月31日

授与権者　東京都教育委員会

2　失効年月日　平成26年11月５日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成26年12月17日　　秋田県教育委員会

1　取上げた免許状

氏名　石塚　　光、本籍地　秋田県

免許状の種類、番号

⑴　中学校教諭一種免許状（数学）

平９中一第1259号

⑵　高等学校教諭一種免許状（数学）

平９高一第1579号

授与年月日　平成10年３月31日

授与権者　宮城県教育委員会

2　取上げ年月日　平成26年11月11日

3　取上げの事由　教育職員免許法第11条第１項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳位の男性、身長約167㎝、体格痩せ型、色白、頭髪黒色普通、着衣は上衣黒色ジャンパー、下衣青色ジーパン、黒色運動靴、所持金品は現金10,150円、外国硬貨１枚、黒色二つ折り財布、緑色小銭入れ、キーホルダー付の鍵、タバコ（キャスター）、銀色のライター、灰色のハンカチ、水色のカッター、青色とピンク色のポケットティッシュ、使用済みのテレホンカード

上記の者は、平成26年11月24日午後４時34分、千葉県流山市後平井194番地付近　流山市総合運動公園　多目的広場西側雑木林内にて警察官により発見された。死因は自殺（縊死）で、死亡日は平成26年11月24日午前10時00分頃。遺体は火葬に付し、遺骨を本市で保管しています。心当たりの方は、本市社会福祉課まで申し出てください。

平成26年12月17日

千葉県　　流山市長　井崎　義治

無縁墳墓等改葬公告

市公園墓地の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年12月17日　　水　戸　市

1　墳墓等所在地　茨城県水戸市田野町1800番地の１

1　墳墓等の名称　水戸市浜見台霊園

1　死亡者の本籍及び氏名　茨城県水戸市赤塚２丁目2029番地の74　栗林昭夫　栗林巳千子、茨城県城里町大字那珂西2218番地の８　小野徳次　小野さき、茨城県水戸市元吉田町1435番地　池田つぎ

1　改葬を行おうとする者　茨城県水戸市中央１丁目４番１号　水戸市長　高橋　　靖

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

茨城県土浦市永国七三〇番地五

有限会社図工舎

清算人　石倉みとり

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

茨城県ひたちなか市大字馬渡三二六七番地一

合同会社おぐら

清算人　小倉　雄一

解散公告

当社は、平成二十四年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十七日

群馬県桐生市琴平町六番三四号

有限会社修司

清算人　伊谷野修司